

市第 65 号議案 横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の  
制定

市第 66 号議案 横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の  
制定

市第 67 号議案 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条  
例の制定

市第 68 号議案 横浜市指定介護老人福祉施設の設備及び運営の基準に関する  
条例の制定

市第 69 号議案 横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基  
準に関する条例の制定

市第 70 号議案 横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に  
関する条例の制定

## 説明資料

### 1 制定の経緯

平成 23 年 5 月 2 日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進  
を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号「第 1 次  
一括法）」が公布され、「介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）」、「老人福祉  
法（昭和 38 年法律第 133 号）」が改正されました。また、平成 23 年 8 月 30  
日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係  
法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号「第 2 次一括法」。）」が公  
布され、「社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）」が改正されました。

これにより、これまで国が厚生労働省令で定めていた軽費老人ホーム、養  
護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険サービス事業者に関する基準  
については、都道府県、政令指定都市及び中核市が条例で定めることとなり  
ました。

施行期日の経過措置が平成 25 年 3 月末で満了することから、関係条例を平  
成 25 年 4 月 1 日までに定めて施行する必要があります。

### 2 根拠法令

- (1) 社会福祉法：市第 65 号議案
- (2) 老人福祉法：市第 66 号議案、第 67 号議案
- (3) 介護保険法：市第 68 号議案、第 69 号議案、第 70 号議案

### 3 条例案の基本的な考え方

省令の内容を基本に、事業者に対する指導の状況、横浜市介護保険運営協議会の意見等を踏まえて、本市独自の条項を盛り込みます。

### 4 横浜市介護保険運営協議会の実施

条例案を策定するにあたっては、本市が独自に規定する内容を中心に、横浜市介護保険運営協議会において説明、議論を行いました。

(1) 開催回数 計4回

(2) 開催概要

平成24年3月26日 全体説明

5月10日 共通事項・施設サービス・居宅サービス

6月22日 地域密着型サービス等

8月20日 意見取りまとめ

## 市第 65 号議案

### 横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定

#### 1 省令が定める内容

社会福祉法に基づき、現行の省令「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」で定められている基準は、次のとおりです。

- (1) 基本方針等
- (2) 設備に関する基準
- (3) 運営に関する基準

#### 2 条例で新たに規定する主な内容

上記の省令の内容に加えて、新たに次の基準を規定します。

(1) 介護保険法関連条例と共通で規定する独自基準

項目	省令の内容	条例案の内容	理由	条項
① 事業の運営にあたっての連携	軽費老人ホームは、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供する者との密接な連携に努めなければならない。	連携先に <u>地域包括支援センター</u> <u>老人介護支援センター</u> <u>住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等</u> を加える。	地域包括ケアでは、地域包括支援センターの位置付けが重要であるため	第 3 条 第 3 項
② 暴力団の排除	規定無し	軽費老人ホームの設置者は、横浜市暴力団排除条例に規定する <u>暴力団、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。</u>	本市暴力団排除条例の趣旨を徹底し、施設の適正な運営を確保するため	第 3 条 第 4 項
③ 入所者に対する身体的拘束	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	身体的拘束等を行う場合には、 <u>事前に、入所者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。</u> ただしやむを得ず事前説明が困難な場合は拘束後速やかに説明しなければならない。	身体的拘束を行う場合には、記録だけでなく、身体的拘束を受ける本人や家族に説明がなされるべきと考えられるため	第 18 条 第 5 項 第 6 項

④	サービス提供に当たっての文書による同意	サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。	入所者の同意を <u>文書により得なければならない</u> 。	利用料等の受領におけるトラブルを防止する観点から、同意内容を文書により明確にしておくことが必要と考えられるため	第16条 第2項
⑤	協力医療機関	協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	協力歯科医療機関を定めて <u>おかなければならない</u> 。	介護における口腔ケアの役割が重視されてきているため	第28条 第2項

(2) 本条例で省令から変更する主な内容

	項目	省令の内容	条例案の内容	理由	条項
①	都市型軽費老人ホーム	都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	削除 (条例で規定せず)	都市型軽費老人ホームは今後整備予定がなく、かつ現存しないため	—
②	軽費老人ホームB型	軽費老人ホームB型の設備及び運営に関する基準	削除 (条例で規定せず)	軽費老人ホームB型は今後整備予定がなく、かつ現存しないため	—

【参考】

都市型軽費老人ホーム：平成22年度に制定された定員20人以下の小規模な施設。原則、市街地等に設置。

軽費老人ホームB型：利用者が各居室内で自炊し、共同の食堂や調理室を必置としない施設。

## 市第 66 号議案

### 横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定

#### 1 省令が定める内容

老人福祉法に基づき、現行の省令「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」で定められている基準は、次のとおりです。

- (1) 基本方針等
- (2) 人員に関する基準
- (3) 設備に関する基準
- (4) 運営に関する基準

#### 2 条例で新たに規定する主な内容

上記の省令の内容に加えて、新たに次の基準を規定します。

- (1) 介護保険法関連条例と共通で規定する独自基準

	項目	省令の内容	条例案の内容	理由	条項
①	事業の運営にあたっての連携	養護老人ホームは、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	連携先に <u>地域包括支援センター</u> <u>老人介護支援センター</u> <u>住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等</u> を加える。	地域包括ケアでは、地域包括支援センターの位置付けが重要であるため	第3条 第3項
②	暴力団の排除	規定無し	養護老人ホームの設置者は、横浜市暴力団排除条例に規定する <u>暴力団</u> 、 <u>暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者</u> であってはならない。	本市暴力団排除条例の趣旨を徹底し、施設の適正な運営を確保するため	第3条 第4項

③	入所者に対する身体的拘束	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	身体的拘束等を行う場合には、 <u>事前に、入所者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただしやむを得ず事前説明が困難な場合は拘束後速やかに説明しなければならない。</u>	身体的拘束を受ける本人や家族には説明がなされるべきと考えられるため	第17条 第6項 第7項
④	協力医療機関	協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	協力歯科医療機関を定めて <u>おかなければならない。</u>	介護における口腔ケアの役割が重視されてきているため	第26条 第2項

(2) 本条例で省令から変更する主な内容

	項目	省令の内容	条例案の内容	理由	条項
①	記録の整備	次の記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 ・ 処遇計画 ・ 提供した処遇内容の記録 ・ 苦情の内容等の記録 ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (保存期間規定無し) ・ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録	次の記録は完結の日から <u>5年間保存</u> とする。 ・ 提供した処遇内容の記録 ・ 職員の勤務体制についての記録 ・ 措置に要する費用を請求するために、市町村に提出したもの	措置費の返還請求を行うにあたり、その時効が5年であるため	第10条 第1項 第2項
②	廊下幅	片廊下 1.35m以上 中廊下 1.8m以上	片廊下 <u>1.4m</u> 以上 中廊下 1.8m以上  ※整備済の施設には新基準は適用せず(経過措置)。	片廊下の幅を、横浜市福祉のまちづくり条例の「指定施設整備基準」である1.4m(車椅子が転回する為の有効幅員)に変更	第12条 第5項

## 市第 67 号議案

### 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定

#### 1 省令が定める内容

老人福祉法に基づき、現行の省令「特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する基準」で定められている基準は、次のとおりです。

- (1) 基本方針等
- (2) 人員に関する基準
- (3) 設備に関する基準
- (4) 運営に関する基準

#### 2 条例で新たに規定する主な内容

上記の省令の内容に加えて、新たに次の基準を規定します。

- (1) 介護保険法関連条例と共通で規定する独自基準

	項目	省令の内容	条例案の内容	理由	条項
①	事業の運営にあたっての連携	特別養護老人ホームは、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	連携先に <u>地域包括支援センター</u> <u>老人介護支援センター</u> <u>住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等</u> を加える。	地域包括ケアでは、地域包括支援センターの位置付けが重要であるため	第 3 条 第 4 項  第 34 条 第 2 項
②	暴力団の排除	規定無し	特別養護老人ホームの設置者は、横浜市暴力団排除条例に規定する <u>暴力団、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。</u>	本市暴力団排除条例の趣旨を徹底し、施設の適正な運営を確保するため	第 3 条 第 5 項

③	入所者に対する身体的拘束	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	身体的拘束等を行う場合には、 <u>事前に、入所者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。</u> 但しやむを得ず事前説明が困難な場合は <u>拘束後速やかに説明しなければならない。</u>	身体的拘束を受ける本人や家族には説明がなされるべきと考えられるため	第16条 第6項 第7項
④	協力医療機関	協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	協力歯科医療機関を定めて <u>おかなければならない。</u>	介護における口腔ケアの役割が重視されてきているため	第28条 第2項

(2) 本条例で省令から変更する主な内容

	項目	省令の内容	条例案の内容	理由	条項
①	記録の整備	次の記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 ・ 処遇計画 ・ 提供した処遇内容の記録  ・ 苦情の内容等の記録 ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	次の記録は完結の日から <u>5年間保存</u> とする。 ・ 提供した処遇内容の記録	同一施設である指定介護老人福祉施設の条例において、介護報酬の返還に必要な記録の一つとして「サービス提供記録」を5年保存とすることから、同一内容である「提供した処遇内容の記録」も5年保存とする。	第10条 第2号
②	廊下幅	片廊下 1.8m以上 中廊下 2.7m以上  ※ユニット型は廊下の一部の拡張による緩和措置あり。 片廊下 1.5m以上 中廊下 1.8m以上  ※病床からの転換の場合、緩和措置あり 片廊下 1.2m以上 中廊下 1.6m以上	片廊下 1.8m以上 中廊下 <u>1.8m</u> 以上  ※ユニット型の緩和措置は省令どおり  ※病床転換の緩和措置は省令どおり  ※整備済の施設は全て新基準を充たしているため、経過措置は設けず。	中廊下の幅を、横浜市福祉のまちづくり条例における「望ましい水準」である1.8m(車椅子使用者同士が相対ですれ違うことができる幅)に緩和。	第11条 第6項



③	従来型 地域密 着型特 養	従来型地域密着型特 養（入所定員 29 人 以下）の人員、設備及び 運営に関する基準	削除 （条例で規定せず）	本市には従来型 地域密着型特養 は現存せず、ま た、従来型の特 養の整備を行う 予定が無いた め。	
---	------------------------	---	-----------------	---	--

## 市第 68 号議案

### 横浜市指定介護老人福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定

#### 1 省令が定める内容

介護保険法に基づき、現行の省令「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」で定められている基準は、次のとおりです。

- (1) 基本方針等
- (2) 人員に関する基準
- (3) 設備に関する基準
- (4) 運営に関する基準

#### 2 条例で新たに規定する主な内容

上記の省令の内容に加えて、新たに次の基準を規定します。

##### (1) 介護保険法関連条例共通で規定する独自基準

	項目	省令の内容	条例案の内容	理由	条項
①	事業の運営にあたっての連携	指定介護老人福祉施設は、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	連携先に <u>地域包括支援センター</u> <u>老人介護支援センター</u> <u>住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等</u> を加える。	地域包括ケアでは、地域包括支援センターの位置付けが重要であるため	第 3 条 第 3 項  第 44 条 第 2 項
②	暴力団の排除	規定無し	指定介護老人福祉施設の設置者は、横浜市暴力団排除条例に規定する <u>暴力団</u> 、 <u>暴力団経営支配法人等</u> 又は <u>暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。</u>	本市暴力団排除条例の趣旨を徹底し、施設の適正な運営を確保するため	第 3 条 第 4 項

③	入所者に対する身体的拘束	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	身体的拘束等を行う場合には、 <u>事前に、入所者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。但しやむを得ず事前説明が困難な場合は拘束後速やかに説明しなければならない。</u>	身体的拘束を受ける本人や家族には説明がなされるべきと考えられるため	第15条 第6項 第7項  第47条 第8項 第9項
④	サービス提供に当たっての文書による同意	サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。	入所者の同意を <u>文書により得なければならない</u> 。	利用料等の受領におけるトラブルを防止する観点から、同意内容を文書により明確にしておくことが必要と考えられるため	第13条 第5項  第46条 第5項
⑤	協力医療機関	協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	協力歯科医療機関を定めて <u>おかなければならない</u> 。	介護における口腔ケアの役割が重視されてきているため	第33条 第2項
⑥	記録の整備	次の記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 ・施設サービス計画 ・サービス提供記録 ・利用者が指示に従わなかった場合の市町村への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (保存期間規定無し) ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録	次の記録は完結の日から <u>5年間保存</u> とする。 ・サービス提供記録 ・従業者の勤務体制についての記録 ・介護報酬を請求するために、審査支払機関に提出したもの	介護報酬の返還請求を行うにあたり、その時効が5年であるため	第42条 第2号

(2) 本条例で省令から変更する主な内容

	項目	省令の内容	条例案の内容	理由	条項
①	廊下幅	<p>片廊下 1.8m以上 中廊下 2.7m以上</p> <p>※ユニット型は廊下の一部の拡張による緩和措置あり</p> <p>片廊下 1.5m以上 中廊下 1.8m以上</p> <p>※病床からの転換の場合、緩和措置あり</p> <p>片廊下 1.2m以上 中廊下 1.6m以上</p>	<p>片廊下 1.8m以上 中廊下 <u>1.8m</u>以上</p> <p>※ユニット型の緩和措置は省令どおり</p> <p>※病床転換の緩和措置は省令どおり</p> <p>※整備済の施設は全て新基準を充たしているため、経過措置は設けず。</p>	<p>中廊下の幅を、横浜市福祉のまちづくり条例における「望ましい水準」である1.8m(車椅子使用者同士が相対ですれ違うことができる幅)に緩和。</p>	<p>第5条 第1項</p>

## 市第 69 号議案

### 横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する 条例の制定

#### 1 省令が定める内容

介護保険法に基づき、現行の省令「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」で定められている基準は、次のとおりです。

- (1) 基本方針等
- (2) 人員に関する基準
- (3) 施設及び設備に関する基準
- (4) 運営に関する基準

#### 2 条例で新たに規定する主な内容

上記の省令の内容に加えて、新たに次の基準を規定します。

##### (1) 介護保険法関連条例共通で規定する独自基準

	項目	省令の内容	条例案の内容	理由	条項
①	事業の運営にあたっての連携	介護老人保健施設は、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	連携先に <u>地域包括支援センター</u> <u>老人介護支援センター</u> <u>住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等</u> を加える。	地域包括ケアでは、地域包括支援センターの位置付けが重要であるため	第3条 第3項  第44条 第2項
②	暴力団の排除	規定無し	介護老人保健施設の開設者は、横浜市暴力団排除条例に規定する <u>暴力団、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。</u>	本市暴力団排除条例の趣旨を徹底し、施設の適正な運営を確保するため	第3条 第4項

③	入所者に対する身体的拘束	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	身体的拘束等を行う場合には、 <u>事前に、入所者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。但しやむを得ず事前説明が困難な場合は拘束後速やかに説明しなければならない。</u>	身体的拘束を受ける本人や家族には説明がなされるべきと考えられるため	第16条 第5項 第6項  第47条 第8項 第9項
④	サービス提供に当たっての文書による同意	サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。	入所者の同意を <u>文書により得なければならない</u> 。	利用料等の受領におけるトラブルを防止する観点から、同意内容を文書により明確にしておくことが必要と考えられるため	第14条 第5項  第46条 第5項
⑤	協力医療機関	協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	協力歯科医療機関を定めて <u>おかなければならない</u> 。	介護における口腔ケアの役割が重視されてきているため	第34条 第2項
⑥	記録の整備	次の記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 ・施設サービス計画 ・サービス提供記録 ・利用者が指示に従わなかった場合の市町村への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (保存期間規定無し) ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録	次の記録は完結の日から <u>5年間保存</u> とする。 ・サービス提供記録 ・従業者の勤務体制についての記録 ・介護報酬を請求するために、審査支払機関に提出したもの	介護報酬の返還請求を行うにあたり、その時効が5年であるため	第42条 第2項

(2) 本条例で省令から変更する主な内容

	項目	省令の内容	条例案の内容	理由	条項
①	廊下幅	<p>片廊下 1.8m以上 中廊下 2.7m以上</p> <p>※ユニット型は廊下の一部の拡張による緩和措置あり</p> <p>片廊下 1.5m以上 中廊下 1.8m以上</p> <p>※病床からの転換の場合、緩和措置あり</p> <p>片廊下 1.2m以上 中廊下 1.6m以上</p>	<p>片廊下 1.8m以上 中廊下 1.8m以上</p> <p>※ユニット型の緩和措置は省令どおり</p> <p>※病床転換の緩和措置は省令どおり</p> <p>※整備済の施設は全て新基準を充たしているため、経過措置は設けず。</p>	<p>中廊下の幅を、横浜市福祉のまちづくり条例における「望ましい水準」である1.8m(車椅子使用者同士が相対ですれ違うことができる幅)に緩和。</p>	第6条 第1項

## 市第70号議案

### 横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定

#### 1 省令が定める内容

介護保険法に基づく旧省令「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」で定められている基準は、次のとおりです。

- (1) 基本方針等
- (2) 人員に関する基準
- (3) 設備に関する基準
- (4) 運営に関する基準

#### 2 条例で新たに規定する主な内容

上記の省令の内容に加えて、新たに次の基準を規定します。

##### (1) 介護保険法関連条例共通で規定する独自基準

	項目	省令の内容	条例案の内容	理由	条項
①	事業の運営にあたっての連携	指定介護療養型医療施設は、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	連携先に <u>地域包括支援センター</u> <u>老人介護支援センター</u> <u>住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等</u> を加える。	地域包括ケアでは、地域包括支援センターの位置付けが重要であるため	第3条 第3項
②	暴力団の排除	規定無し	指定介護療養型医療施設の開設者は、横浜市暴力団排除条例に規定する <u>暴力団</u> 、 <u>暴力団経営支配法人等</u> 又は <u>暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者</u> であってはならない。	本市暴力団排除条例の趣旨を徹底し、施設の適正な運営を確保するため	第3条 第4項



③	入所者に対する身体的拘束	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	身体的拘束等を行う場合には、 <u>事前に、入所者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。但しやむを得ず事前説明が困難な場合は拘束後速やかに説明しなければならない。</u>	身体的拘束を受ける本人や家族には説明がなされるべきと考えられるため	第17条 第6項 第7項
④	サービス提供に当たっての文書による同意	サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。	入所者の同意を <u>文書により得なければならない</u> 。	利用料等の受領におけるトラブルを防止する観点から、同意内容を文書により明確にしておくことが必要と考えられるため	第15条 第5項
⑤	協力医療機関	協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	協力歯科医療機関を定めて <u>おかなければならない</u> 。	介護における口腔ケアの役割が重視されてきているため	第33条
⑥	記録の整備	次の記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 ・施設サービス計画 ・サービス提供記録 ・利用者が指示に従わなかった場合の市町村への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (保存期間規定無し) ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録	次の記録は完結の日から <u>5年間保存</u> とする。 ・サービス提供記録 ・従業者の勤務体制についての記録 ・介護報酬を請求するために、審査支払機関に提出したもの	介護報酬の返還請求を行うにあたり、その時効が5年であるため	第41条

(2) 本条例で省令から変更する主な内容

	項目	省令の内容	条例案の内容	理由	条項
①	ユニット型指定介護療養型医療施設	ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針、設備及び運営に関する基準	削除 (条例で規定せず)	本市にはユニット型指定介護療養型医療施設は現存せず、また指定介護療養型医療施設は今後整備予定が無くいため	—